

13 建設業関係の廃棄物

(1) 建設工事等からでてくる廃棄物

工作物の建設工事や解体工事からは次のように様々な廃棄物等が排出されます。それぞれの性状に応じてできるだけ再生利用を図り、また、処分するものは処理基準にしたがって適切に処分しましょう。



*安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし、廃石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだを使用したもの：廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（有害物質が混入・付着したもの：廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

石綿含有産業廃棄物とは（規第7条の2の3）

- (1) 「石綿含有産業廃棄物」とは、石綿を含む産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」を除き、「工作物（建築物を含む。）の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」です。
- (2) 「石綿含有産業廃棄物」は、従来から20種類ある産業廃棄物の種類に新たに追加されたものではなく、「がれき類」や「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等に分類されます。
したがって、マニフェスト等には、例えばがれき類（石綿含有産業廃棄物）と表示してください。

石綿含有産業廃棄物を適正処理するために以下のことについて注意してください。

(1) 排出・保管等

- 排出する際には、飛散防止、作業員等のばく露防止に留意すること。
- 他の産業廃棄物と区分して保管し、排出すること。
- 保管を行う場合は、以下の措置を講じること。
 - (ア) 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設けること。
 - (イ) 他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (ウ) シートで覆うこと、梱包すること等飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 破碎のみの委託を行わないこと。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。

(2) 収集運搬

- 石綿含有産業廃棄物を破碎することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこと。
- 他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。
- 飛散しないように梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じること。
- 運搬時やむを得ず破碎又は切断が必要な場合には、飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこと。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。

(3) 処分又は再生

- 飛散防止のため、破碎又は切断は原則禁止。
- 他の廃棄物と混合されて破碎又は切断が行われないよう、区分して保管すること。
- 処分又は再生の方法は、許可を受けた溶融施設での溶融処理又は認定を受けたものが行う無害化処理によること。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。

(4) 埋立処分

- 一定の場所において、かつ分散しないように行うこと。
- 表面を土砂で覆う等、飛散又は流出しないよう必要な措置を講ずること。
- 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に載ることのないよう覆土した後に行うこと。
- 1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土すること。
- 帳簿には石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこと。
- 最終処分場の設置者は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、永久保存すること。

※これらのほか「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省環境再生・資源循環局）も参照してください。

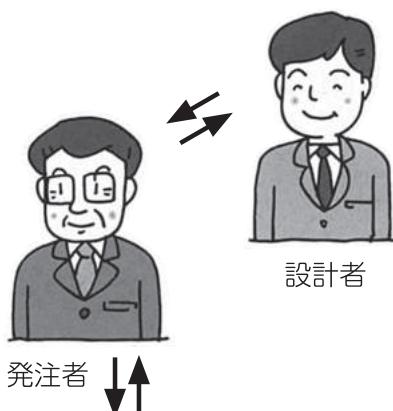
(2) 建設工事関係者の役割分担

建設現場においては、元請業者が排出事業者としての処理責任を負っています。
(ただし、P C B を使用した塗膜（以下「P C B 含有塗膜」という。）についての処理責任は、P C B 含有塗膜を有する施設を保有又は管理するものが引き続き負うこととなります。)

建設系廃棄物を適正に処理するためには、元請業者だけでなく、発注者、下請業者、処理業者などの関係者がそれぞれの立場に応じて責務を果たすことが大切です。

1. 発注者は、廃棄物の発生抑制、再利用等を考慮した設計に努めるとともに処理条件を明示する。

- ①解体前の残置された廃棄物を適正に処理する。
- ②建設系廃棄物の処理方法、処分場所等処理に関する条件、再生処理施設に搬入する条件等を設計図書に明示する。
- ③企画設計段階で建設系廃棄物の発生抑制及び再利用、再生資材の活用を推進する。
- ④処理内容に見合う処理費用を設計費に入れ、支 outgoing.
- ⑤工事中及び工事終了時の廃棄物の処理を指導し、確認する。



2. 設計者は発注者の意向に沿って発生抑制、再生利用等を考慮した設計に努め、1の①～⑤を実施するなど廃棄物の適正処理に関して発注者に助言する。

3. 元請業者は自らの責任において適正処理を行うとともに廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るほか、排出事業者としての役割を履行する。



- ①元請業者が中心となって、発注者－元請業者－下請業者－処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営する。
- ②廃棄物の処理方法を記載した施工計画書を提出する。
- ③廃棄物の性状や処理方法を把握する。
- ④廃棄物の処理結果を報告する。
- ⑤マニフェスト及び処理実績を整理して記録保存する。

建設系廃棄物の処理責任は、排出事業者である元請業者にあります。

廃棄物の取扱方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者等に周知徹底

- ①廃棄物処理方法を協議する。
- ②下請業者任せにしない。（直接委託契約締結）
- ③種類ごとの分別を図る。



- ①元請業者に廃棄物の内容を事前に知らせる。
- ②廃棄物の取扱いについて、指示を受ける。
- ③廃棄物の処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底させる。

元請業者の指定した処理業者に渡す。

コンクリートがら等

- ①収集運搬業者は処分先の指示を受ける。
- ②マニフェストにより、確認し処理結果を報告する。
- ③処理料金は、元請業者に請求する。
- ④マニフェスト及び処理実績を帳簿に記載し保存する。



下請業者が廃棄物を処理する場合は、処理業の許可が必要になります。（一部例外を除く）



建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物の保管届出について(法第12条、法第12条の2)

事業者が事業場外で建設工事に伴い発生する産業廃棄物を保管する場合は、事前に都道府県知事(政令市長)に届出する必要があります。

(1) 届出対象となる廃棄物(規第8条の2、規第8条の13の2)

建設工事に伴い発生する(特別管理)産業廃棄物

(2) 届出対象となる保管場所(規第8条の2の2、規第8条の13の3)

面積が300m²以上の保管場所

※ただし、産業廃棄物処理業に係る事業の用に供する施設及び産業廃棄物処理施設において行われる保管並びにPCB廃棄物の保管については、この制度による届出義務から除外されます。

(3) 届出先

青森市環境部廃棄物対策課(保管場所が市外である場合は管轄する環境管理部または八戸市環境部環境保全課)

(4) 届出事項

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管する(特別管理)産業廃棄物の種類

二 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ 屋外において(特別管理)産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び廃棄物処理法施行規則第1条の6の規定の例(P15参照)による高さのうち最高のもの。

・保管の開始年月日

(5) 添付書類

・届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

・保管の場所の平面図及び付近の見取図

※産業廃棄物と特別管理産業廃棄物それぞれについて、届出が必要です。

※保管が非常災害のために必要な応急措置として行われる場合は、保管を行った日から14日以内に届出が必要です。

※届出内容を変更する場合は事前に変更の届出が必要です。

※保管をやめたときは、30日以内に廃止の届出が必要です。

建設工事に伴い発生する廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について(法第21条の3)

建設工事に伴い発生する廃棄物の処理責任が次のとおり明確化されています。

(1) 建設工事に伴い発生する廃棄物については、元請業者が排出事業者となります。

(2) 下請業者が建設工事現場内で運搬されるまでの間、産業廃棄物の保管を行う場合は、下請業者も排出事業者とみなされ、産業廃棄物保管基準等が適用されます。

(3) 建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、下請業者が自ら当該工事から発生する廃棄物の運搬を行う場合は、下請業者が当該廃棄物の排出事業者とみなされます。

ただし、次のいずれにも該当する廃棄物に限られます。

①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物ではないこと。

②次のア、イのいずれかに該当する建設工事から発生する廃棄物であること。

ア 建設工事(建設物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの。

イ 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの。

③次のア～ウのように運搬される廃棄物であること。

ア 一回あたりに運搬される量が1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。

イ 当該廃棄物を生じる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設(元請業者が所有権又は使用権原を有するものに限る。)に運搬されるもの。

ウ 運搬途中において保管が行われないもの。

(4) 下請業者が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請業者に委託基準及びマニフェスト交付義務等が適用されます。(下請業者が不適正な委託を行わないよう規制を課すものであり、下請業者が廃棄物の処理を委託することを推奨するものではありません。)

(3) 廃棄物の処理計画を立てましょう

排出事業者（元請業者）は建設系廃棄物を適正かつ計画的に処理するために社内管理体制の整備、処理計画の作成に努め、関係者に対し必要事項を周知するとともに、適正な処理方法等について指導する必要があります。

社内管理体制の整備

本店及び作業所（現場）における関係者の責務と役割を明確にしましょう。

本店…廃棄物の処理方針、処理マニュアル等を定め、長期的、計画的な処理・管理に努める。

廃棄物処理総括責任者を置き、建設系廃棄物に関する作業所（現場）の指導、下請業者の指導・育成、処理委託等、以下の業務を行う。

- ①処理方針の決定
- ②管理組織の整備
- ③管理規定・処理マニュアルの整備
- ④職員・下請業者の教育、啓発
- ⑤法令、行政庁の指導内容等の周知
- ⑥処理業者・再資源化施設の調査、選定
- ⑦処理委託（基本）契約の締結
- ⑧作業所（現場）実務の支援・指導
- ⑨処理実績の集計、記録の保存把握

作業所（現場）…廃棄物処理責任者を定め、処理状況の確認等建設系廃棄物の適正管理を行う。

- ①作業所（現場）における処理方針の策定
- ②廃棄物処理計画の策定
- ③処理委託契約の締結（権限がある場合）
- ④マニフェストの交付・管理
- ⑤処理業者の監督
- ⑥処理状況の確認
- ⑦処理実績の記録、本店への報告
- ⑧下請業者の監督指導

処理の記録、保存

事業者は廃棄物の適正な管理及び再生利用等による減量化の目標設定（達成）のために、作業所における処理実績を把握することが大切です。建設系廃棄物処理実績報告書を作成し処理の実績を記録するとともに、委託処理した場合の委託契約書及びマニフェストを整理保存しましょう。

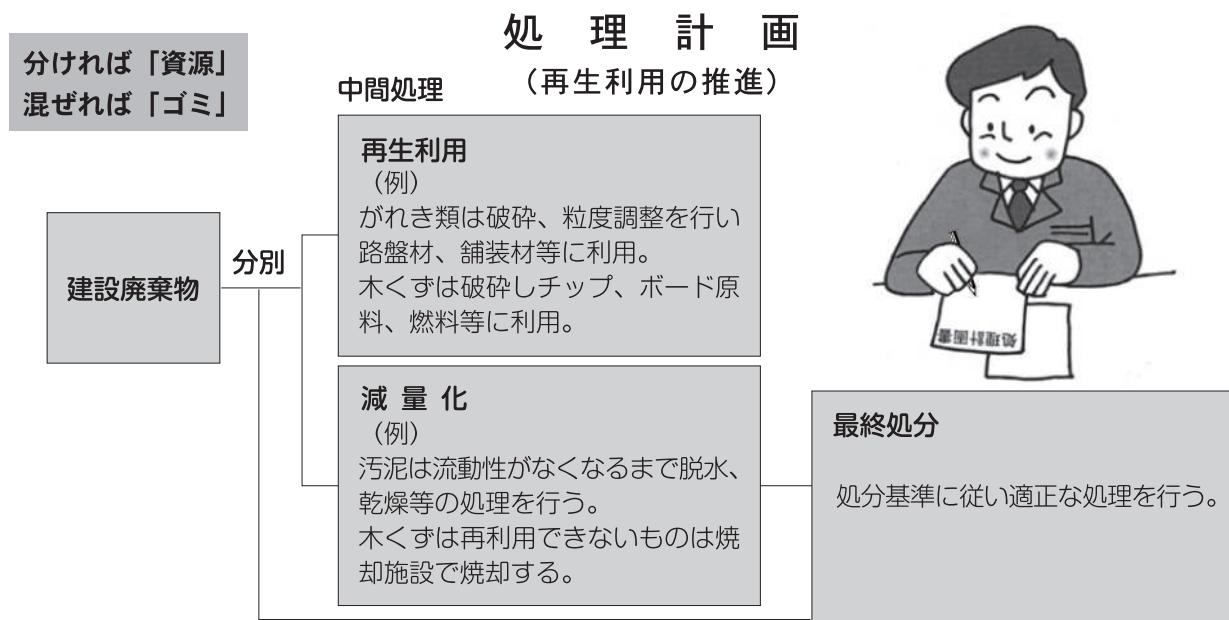
【建設系廃棄物処理実績報告書の記載内容】

建設系廃棄物の種類、運搬年月日、運搬者、処分年月日、処分者、処分場所、処分方法、処分量等

現場における処理計画

建設系廃棄物は多種多様なものが含まれますが、工法の工夫により発生の抑制が可能であり、個別の種類ごとに分ければ再生利用が可能な物も多くあります。現場には廃棄物処理責任者をおき、発生する廃棄物の性状、量の把握に努め、種類ごとに分別し、再生利用や減量化を図り、保管や収集運搬・処理が適正に行われるよう具体的な処理計画をつくりましょう。

建設系廃棄物の再生利用や減量化を積極的に行いましょう。



① 建設系廃棄物の発生量の予測

建設系廃棄物の発生量は、工事種類別の廃棄物発生量原単位などを参考とし、作業所（現場）の実情（用途、構造、規模等）を考慮して予測します。

1) 建設工事における廃棄物

建設工事に伴い発生する廃棄物は、建築用の用途別、構造別発生量の原単位に延べ床面積を乗じて予測する方法があります。

2) 解体工事における廃棄物

解体工事に伴い発生する廃棄物は、建築物の構造別発生量の原単位に除去面積を乗じて予測する方法があります。

3) 建設汚泥

基礎工事等から発生する建設汚泥については、設計図書、地盤調査、施工方法等により建設汚泥の量を予測します。

② 処理方法の選定

廃棄物の処理に際しては、適切な処理が行われるよう発生する廃棄物の量・性状、作業所（現場）の立地条件、地域の廃棄物処理施設の設置状況等を把握した上で、処理方法を選定し、その処分方法、処分先に応じて、作業所（現場）において、適切に分別するよう処理計画をたてることが大切です。

③ 廃棄物処理計画書

1) 工事概要

ア 工事名称、工事場所、工期

イ 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

ウ 工事数量

エ 解体工事、基礎工事等の請負業者名

2) 建設系廃棄物の種類・発生量とその保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

3) 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

4) 他の排出業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、産業廃棄物処分業（中間処理）の取得等法的手続の方法

5) 委託処理

● 収集運搬業者（積替・保管を含む）の許可番号、事業の範囲、許可期限等

● 中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等

● 処分施設の現地確認方法

6) 添付書類

● 産業廃棄物処理委託契約書

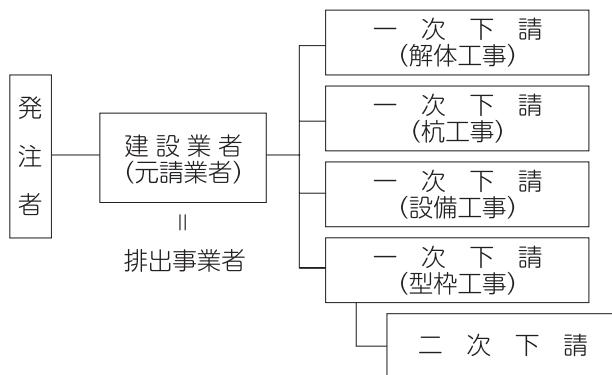
● 処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられていますので留意してください。

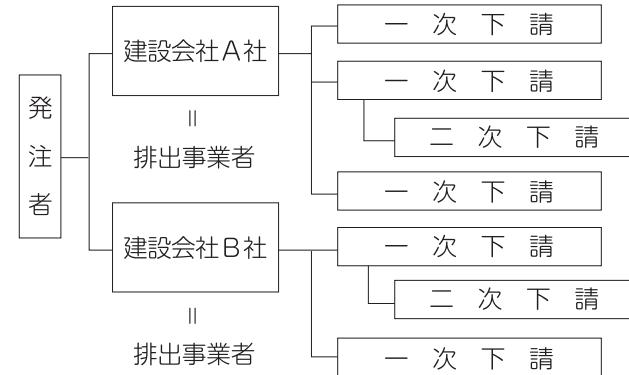
※ その他、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等、関係法令を遵守してください。

○代表的な契約形態における排出事業者（例）

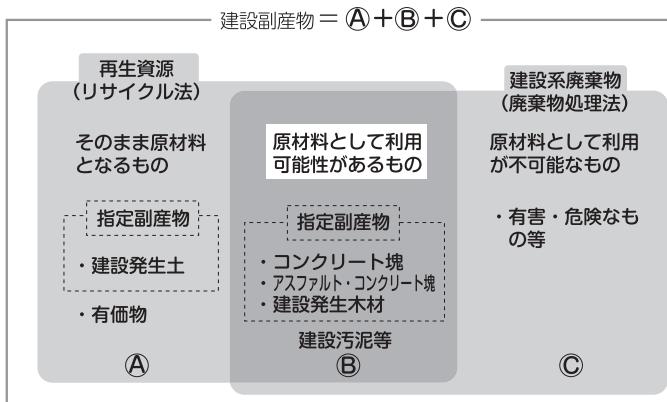
①通常の場合



②分離発注の場合



○建設副産物、再生資源と建設系廃棄物の関係



○保管場所の区画の例



○建設系廃棄物の分別表示と品目（例）

○改良汚泥の土質材料としての品質区分と品質基準値

基準値 区分	コーン指数 qc (kN/m³)	備 考
第1種処理土	—	固結強度が高く礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

建設汚泥の再生利用については、次の通知等も参考にしてください。

- 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」
(平成23年3月30日環廃産第110329004号)
- 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」
(平成17年7月25日環廃産発第050725002号)
- 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」
(平成18年国土交通省)
- 「建設汚泥処理土利用技術基準」
(平成18年国土交通省)
- 「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」
(令和2年7月20日環循規発第2007202号)

WOOD 	不要木製型枠材 不要造作、建具材、 木製梱包材など	CONCRETE 	コンクリート塊、 モルタルくずなど
METAL 	鉄筋くず、金属加工くず、 ボトル類、スチールサッ シ、アルミサッシ、メタ ルフォームなど	CORRUGATED PAPER 	ダンボール
GYPSUM BOARD 	石膏ボード	ROCKWOOL BOARD 	ロックウール吸音板
ELECTRIC WIRE 	電線くず	PVC PIPE 	塩ビ管
COMBUSTIBLE 	木工建具工事等の小片木 くず、包装紙、壁紙、布 きれ、ウェス、軍手など	INCOMBUSTIBLE 	レンガくず、 ガラスくず、 グラスウールなど
GARBAGE 	食事の残さなど	FOAM STYROL 	発泡スチロール

(4) 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

・背景

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に行政に報告する仕組みとはなっておらず、工事により発生した廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認できない状況にあり、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

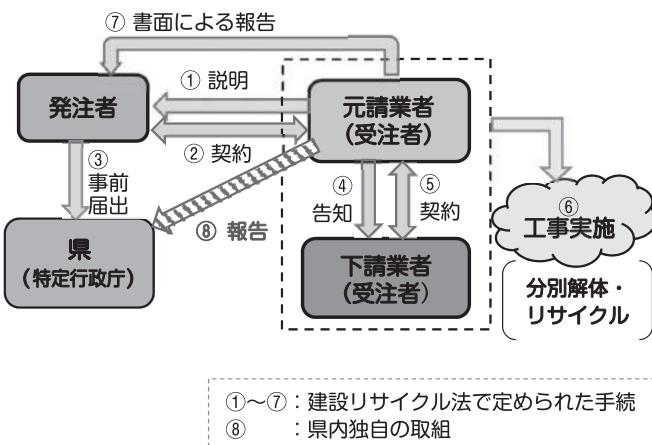
そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、行政において建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止と早期発見を目指して、本制度を制定したものです。

・制度の概要

対象建設工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事において発生した建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったもの）について、（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した日から 20 日以内に、青森市環境部廃棄物対策課（八戸市の区域内で施工された工事に係るものは八戸市環境部環境保全課、それ以外で施工された工事に係るものについては、工事現場の所在地を管轄する県地域県民局環境管理部）に報告する必要があります。

正当な理由がなく報告書が提出されない場合、催告や廃棄物処理法に基づく報告の徴収の対象となることがありますので、速やかに報告書を提出するようにしましょう。

＜建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の位置付け＞



区分	内 容										
報告対象工事	<p>建設リサイクル法に規定する次の対象建設工事（公共工事を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th><th>規 模</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体工事</td><td>床面積の合計が 80 m²以上</td></tr> <tr> <td>建築物の新築・増築工事</td><td>床面積の合計が 500 m²以上</td></tr> <tr> <td>建築物のリフォーム工事等</td><td>請負代金が 1 億円以上</td></tr> <tr> <td>その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等</td><td>請負代金が 500 万円以上</td></tr> </tbody> </table>	工事内容	規 模	建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上	建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m ² 以上	建築物のリフォーム工事等	請負代金が 1 億円以上	その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が 500 万円以上
工事内容	規 模										
建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上										
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m ² 以上										
建築物のリフォーム工事等	請負代金が 1 億円以上										
その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が 500 万円以上										
報告書提出先	<p>青森市環境部廃棄物対策課 (八戸市内で施工された工事に係るものは八戸市、それ以外で施工された工事に係るものについては、工事現場の所在地を管轄する環境管理部)</p>										
添付書類	<p>運搬終了（処分業者への引渡し）に係るマニフェスト（B2 票）の写し又はこれに相当する電子マニフェストの通知等を印刷した書面。 ただし、元請業者又は自主施工者が自ら廃棄物を運搬したときは、廃棄物処理法の規定により運搬時に備え付けることとされている書面の写しを添付すること。（当該書面の代わりにマニフェストを使用している場合は、マニフェストの写しの添付で可）</p>										

・報告書記載例

別記様式 (第3条関係) (表 面)			
建設資材廃棄物引渡完了報告書			
令和××年××月××日			
青森市長 殿			
報告者 (<input checked="" type="checkbox"/> 元請業者 <input type="checkbox"/> 自主施工者) 住 所 ○○市△△1丁目2-3 氏 名 △□建設株式会社 代表取締役 △□ ×△ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0123-45-6789			
青森市建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。			
対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事	
	場 所	青森市大字△△字△△1番	
	種類及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	
	建設リサイクル法の規定による届出(受理)年月日及び受理番号	令和××年△△月△△日 青市建○○ 第***号	
	建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日	令和××年●●月□□日	
	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト(B2票)を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し(自己運搬の場合)	
	引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称 ●×運輸株式会社 [許可番号 00200123456] 処分業者 氏名又は名称 株式会社▲★興業 [許可番号 00220234567] 処分を行う事業場の所在地 ★★郡○町大字△△字××2-3
		木くず	引渡し(搬入)をした量 4 (t・m³) 運搬を行った者の氏名又は名称 自己運搬 [許可番号 -] 処分業者 氏名又は名称 有限会社○☆産業 [許可番号 00220234567] 処分を行う事業場の所在地 ○△大字○☆字△△4-5 引渡し(搬入)をした量 2.5 (t・m³)
		注1 <input type="checkbox"/> 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができる。 3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm³(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。	
提出日(郵送の場合は発送日)を記載してください。			
該当するものに✓してください。			
報告者の住所、氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)、電話番号を記載してください。			
工事名を記載してください 工事現場の所在地を記載してください			
基本的に建設リサイクル法の届出と同じ内容となります。			
建設リサイクル法の届出書が受理された年月日と受理番号※を記載してください。 (※「分別解体等の届出済証」に記載されています。)			
工事で排出された全ての建設資材廃棄物を引き渡した日を記載してください。			
添付書類を✓(複数の種類の書類を添付した場合は全てに✓)			
運搬業者を記載して下さい。 (自己運搬の場合は「自己運搬」と記載してください。)			
引渡し先の処分業者及び処分事業場の所在地を記入(元請業者が自ら処分を行う場合は「自己処分」とし、処分事業場の所在地を記載してください。)			
処分業者に引き渡した量(自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量)を記載し、単位を○で囲んでください。			
産業廃棄物の種類を記載してください。			

【記載に当つての留意事項】

- ・引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類は、特定建設資材廃棄物に限られないことに注意してください。(廃プラスチック類や金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等も含めて記載してください。)
- ・廃棄物の種類が同じものであっても、運搬業者や処分業者が異なる場合は、別の欄に記載してください。
- ・引渡し(搬入)をした量については、計量後の重量が分かる場合はその量、分からない場合は運搬車の荷台の容積などから推定した体積を記載してください。
- ・書ききれない場合は裏面に記載してください。それでも記載欄が不足する場合は、裏面を複写して記載してください。

(5) 青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針について

・策定の経緯

本県における、産業廃棄物の不法投棄等の6割以上が建設・解体工事に伴い排出される建設系廃棄物によるものです。

建設系廃棄物の不法投棄等を抑止するため、建設系廃棄物の発生から処理までの各段階において、建設・解体工事の発注者、元請業者、産業廃棄物処理業者、行政及び県民の各主体が自ら取り組むべき事項を明らかにした「青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針」を平成30年12月に策定しました。

・目標

建設系廃棄物の大規模な不法投棄^{*}について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。

* 大規模な不法投棄とは、環境省が公表している10トン以上の不法投棄とし、不適正保管や野焼きは含みません。

・概要

青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針の概要

I 策定の趣旨

本県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代へ継承するため、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められている。

その一方で、産業廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、中でも、不法投棄については建設系廃棄物の割合が大きく、適正処理の推進が喫緊の課題となっているところ。

本指針は、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、その発生から処理までの間に関係する各主体が取り組むべき事項を明らかにし、取組の促進を図るもの。

II 現状

1 産業廃棄物の処理状況

建設業からの産業廃棄物の排出量及び最終処分量が増加
※H25年度 1,145千トン、全体の38.8%
(H20年度比で5.7%増加)

2 建設工事の状況

平成25年度が高水準となった後、平成26年度以降は、ほぼ横ばいで推移

3 産業廃棄物の不法投棄等の状況

大規模な不法投棄等の6割以上が建設系廃棄物によるもの

III 目標と進行管理

1 目標

「建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。」

2 本指針の進行管理

建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策の協議・検討を目的に設置した「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各主体の取組状況等を確認し、目標に向けて取り組む。

IV 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・環境負荷低減のため建設系廃棄物最終処分量の減量が必要
- ・排出事業者の意識改革が必要

2 適正処理の推進

- ・関係法令や環境に対する認識が不十分な事業者が存在
- ・不法投棄防止対策の一層の強化が必要

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者の体制強化
- ・産業廃棄物処理業界の人材確保・人材育成

4 各主体の連携と情報共有

- ・建設系廃棄物適正処理のため各主体の連携強化及び情報共有

V 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた各主体に求められる取組

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・発注者及び事業者における排出量抑制と再資源化等による最終処分量の減量
- ・元請業者における適正処理など排出事業者としての責務の履行

2 適正処理の推進

- ・事業者における関係法令に則った建設・解体工事の施工と知識の習得
- ・県及び中核市と事業者等が連携・協力した不法投棄等防止対策と連携の強化

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者に対する県及び中核市からの適切な助言と指導
- ・関係団体による産業廃棄物処理業者に対する技術習得や人材育成の支援

4 各主体の連携と情報共有

- ・事業者間の連絡・調整や県民の環境保全活動による不法投棄等の未然防止
- ・元請業者が産業廃棄物処理業者を適正に選定するための情報共有

【策定主体：青森県建設系廃棄物適正処理推進会議】

・進行管理

本指針は、建設系廃棄物の排出・処理等に関する業界団体、建築主を置く市（青森市、弘前市及び八戸市）の建設部局及び環境部局並びに県の建設部局及び環境部局と構成される「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において協議及び検討を行い、本会議が策定したものです。

指針の進行管理は、本会議において、各主体における取組の実施状況等を確認するとともに、目標にむけて取り組んでいくこととしています。

※青森県建設系廃棄物適正処理推進会議委員

(一社)青森県産業資源循環協会専務理事

(公社)青森県宅地建物取引業協会会长

(一社)青森県解体工事業協会会長

青森市 都市整備部建築指導課長、環境部廃棄物対策課長

(一社)青森県建設業協会専務理事

弘前市 建設部建築指導課長、市民生活部環境課長

(一社)青森県建築士事務所協会会長

八戸市 都市整備部建築指導課長、環境部環境保全課長

青森県優良住宅協会会長

青森県 県土整備部整備企画課長、建築住宅課長、

環境生活部環境保全課長

【指針本文：青森県庁ホームページhttp://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kenpaisisin.html】